

2021 August

8

No.858

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL: 0952-26-3171 FAX: 0952-26-3377

URL: <http://www.syahokyo-saga.or.jp/>



■佐賀市 ひょうたん島公園

今月の記事

● 日本年金機構

- ・ 社会保険手続きは電子申請でカンタンに! 2
- ・ 国民年金保険料の免除申請 3

● 全国健康保険協会 佐賀支部

- ・ 傷病手当金と年金との調整について 4
- ・ 令和2年度被扶養者資格の再確認の結果について 5

● 佐賀県社会保険協会

- ・ 社会保険事務講習会のご案内 6
- ・ 出産・育児・介護に関する健康保険・厚生年金保険・雇用保険届出一覧 7
- ・ 年金相談窓口開設等 8
- ・ 一般的な年金相談に関するお問合せ先 8

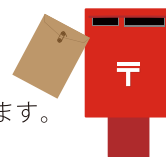
適用関係届書
送付先

日本年金機構 福岡広域事務センター 厚生年金適用グループ

〒812-8579 福岡県福岡市博多区榎田1-2-55 AP 榎田ビル

※郵送の際は、切手貼付後、送付先宛名と郵便番号を記載するだけで宛先に届きます。

※福岡広域事務センターにはお客様窓口はなく郵送のみでの受付になります。
届書作成や制度についての相談は年金事務所へお問い合わせください。



事業主の皆さまへ

社会保険手続きは 電子申請でカンタンに!

電子申請とは、申請・届出を紙やCD・DVDではなく、インターネットを利用して行うことです。

なお、2020年4月から特定の事業所について電子申請の義務化が始まっています。
詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

? 電子申請のメリットは?

24時間365日いつでもどこでも申請可能です。
郵送費などのコスト削減も期待できます。

? 手数料はかかりますか?

GビズIDを使うと手数料なしで電子申請を始めることができます。

? 電子申請のやり方がわかりません

日本年金機構ホームページに利用手順を掲載しています。

電子申請がいちばん早い!

電子申請を利用すると紙や電子媒体で申請されたものよりも早く処理されます。
例えば、保険証は紙で申請するより3~4日早く届きます。
ぜひ電子申請をご利用ください!



日本年金機構 電子申請

検索

<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>

電子申請のご利用方法

1
STEP

GビズID※¹のアカウント取得

2
STEP

申請データの作成

3
STEP

届書作成※²
プログラムから申請

※1 GビズIDとは1つのアカウントで複数の行政サービスにアクセスできる認証システムです。

※2 届書作成プログラムとは届書を簡易に作成・申請できるプログラムで日本年金機構ホームページから無料でダウンロードできます。



「GビズID」の詳しい内容、手続きはGビズIDホームページをご覧ください。

GビズID

検索

<https://gbiz-id.go.jp>

初めて電子申請を利用される方は

電子申請ご利用案内動画をご覧ください

日本年金機構ホームページに、初めて電子申請をする方向けの「電子申請ご利用案内動画」を掲載しております。

提出にあたりご不明な点は

電子申請相談チャットをご利用ください

日本年金機構ホームページに、電子申請に関するよくあるお問合わせに自動でお答える電子申請相談チャットを開設しています。24時間いつでも対応しています。

お電話での電子申請のご利用に関するお問い合わせ先はこちらです

《ねんきん加入者ダイヤル(日本年金機構 電子申請・電子媒体申請照会 窓口)》

0570-007-123 (ナビダイヤル) → 「2番」をお選びください

050から始まる電話でおかけになる場合は、

03-6837-2913 → 「2番」をお選びください

受付時間

月~金曜日 8:30~19:00 / 第2土曜日 9:30~16:00

※ 祝日(第2土曜日を除く)、12月29日~1月3日はご利用いただけません。

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難な方へ

国民年金保険料の免除申請が可能です!

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などが生じて所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除申請が可能です。

対象となる方

以下のいずれにも該当する方が対象になります。

①新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少

令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務が失われた等により収入が減少したこと。

②所得が相当程度まで下がった場合

令和2年2月以降の所得の状況からみて、所得見込額(※1)が、国民年金保険料免除基準相当(※2)(※3)になることが見込まれる方

※1 令和2年2月以降の任意の月における所得額を12か月分に換算し、見込みの経費等を控除し算出します。

※2 所得見込額が全額免除基準相当や一部免除基準相当に該当する場合に、それぞれの基準に該当する免除が適用になります。

※3 免除等の判定においては、世帯主及び配偶者(納付猶予は配偶者のみ)も審査の対象となります。また、申請者本人のほか、世帯主や配偶者が①と②に該当するときにも、この簡易な手続きによる申請ができます。

申請の対象となる期間

令和3年度分として**令和3年7月分から令和4年6月分まで**

※令和2年度以前分の申請も可能です。詳しくは日本年金機構HPをご覧ください。

申請に必要なもの

1. 国民年金保険料免除・納付猶予申請書

※「⑫特例認定区分」欄の「3.その他」に○をし、「臨時特例」と記入してください。

2. 所得の申立書(簡易な所得見込額の申立書(臨時特例用))



申請方法

●国民年金保険料免除・納付猶予申請書、所得の申立書は、日本年金機構ホームページからダウンロードができます。

●申請書の提出先は、住所地の市区役所・町村役場の国民年金担当窓口、または年金事務所です。

※新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、郵送での提出を是非ご活用ください。



日本年金機構ホームページはこちら▶

お問い合わせ先

<お問い合わせ等ありましたら、ねんきん加入者ダイヤルまたは年金事務所におかけください。>

ねんきん加入者ダイヤル TEL 0570-003-004

月～金曜日 8:30～19:00 / 第2土曜日 9:30～16:00

社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

令和3年8月分保険料の納付期限は**令和3年9月30日(木)**です。

傷病手当金と年金との調整について

1 資格喪失後に老齢年金を受けるようになったとき

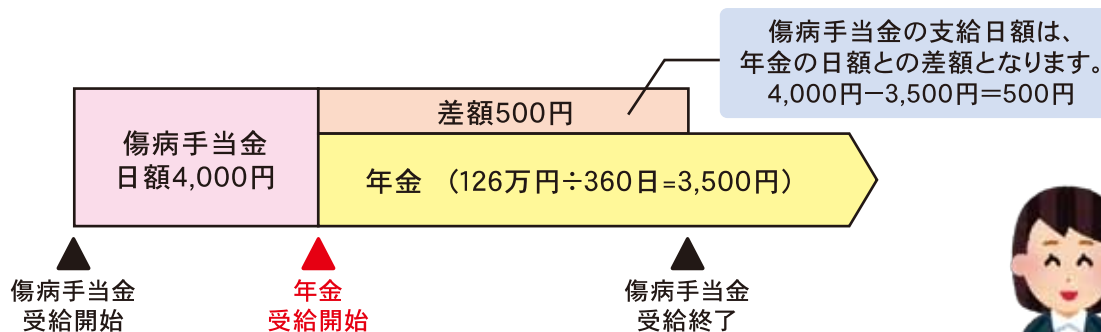
資格喪失後に傷病手当金の継続給付を受けている方が、老齢退職年金を受けている場合、傷病手当金は支給されません。ただし、老齢退職年金の額の360分の1が傷病手当金の日額より少ない場合は、その差額が支給されます。

2 障害年金を受けるようになったとき

同一の傷病等による厚生年金保険の障害厚生年金または障害手当金を受けている場合、傷病手当金は支給されません。ただし、障害厚生年金の額(同一支給事由の障害基礎年金が支給されるときはその合算額)の360分の1が傷病手当金の日額より少ない場合は、その差額が支給されます。また、障害手当金の場合は、傷病手当金の額の合計額が障害手当金の額に達することとなる日までの間、傷病手当金は支給されません。

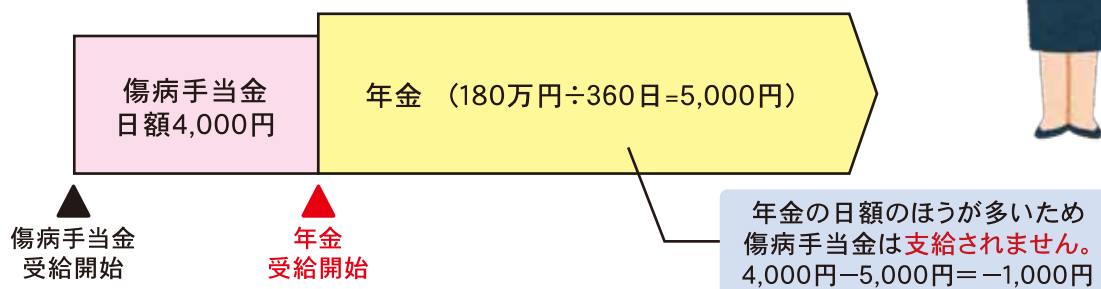
①年金額が傷病手当金の日額より少ない場合

(例) 傷病手当金の日額が4,000円、年金額126万円(日額3,500円)



②年金額が傷病手当金の日額より多い場合

(例) 傷病手当金の日額が4,000円、年金額180万円(日額5,000円)



添付書類について

老齢退職年金の給付を受けている方（申請期間が資格喪失後の場合）

●年金給付額等がわかる書類（以下のすべての書類が必要です。）

- ・老齢退職年金給付の年金証書またはこれに準ずる書類のコピー
- ・老齢退職年金給付の額、支給開始年月を証明する書類および老齢退職年金の直近の額を証明する書類（年金額改定通知書等）のコピー

障害厚生年金の給付を受けている方

●年金給付額等がわかる書類（以下のすべての書類が必要です。）

- ・障害厚生年金給付の年金証書またはこれに準ずる書類のコピー
- ・障害厚生年金給付の額、支給開始年月日を証明する書類および障害厚生年金の直近の額を証明する書類（年金額改定通知書等）のコピー

障害年金請求中に傷病手当金を請求する場合

傷病手当金の申請書2ページ目（確認事項 [2]）に請求中の「2」を記入いただくことで、障害年金の請求と傷病手当金の申請を平行して行うことが可能です。

その後、年金が支給開始となった場合には協会けんぽにご連絡ください。

傷病手当金を受けた後に、さかのぼって年金を受給することとなった場合

傷病手当金の受給期間と重複する部分については、傷病手当金の一部または全部を返納していただくようになります。さかのぼって年金を受給することになった場合には、速やかにその旨をご連絡ください。

令和2年度被扶養者資格の再確認の結果について

協会けんぽでは、保険給付の適正化等を目的に、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを令和2年10月に確認させていただきました。事業主及び加入者のみなさまには、ご多忙なところ、「被扶養者状況リスト」等の提出にご協力いただき、誠にありがとうございました。

被扶養者から除かれた人: **約6.8万人**

削除による効果: **1億円程度**（前期高齢者納付金の負担軽減額）

ご家族が被扶養者になる場合のほか、就職や一定の収入を超えた場合など、被扶養者の要件に該当しなくなったときも、「健康保険被扶養者(異動)届」の提出が必要です。

被扶養者に異動があった場合は、速やかなお手続きをお願いいたします。

※提出先は日本年金機構となります。



メルマガのご登録はこちらから！
役立つ情報が満載です！



令和
3
年度

社会保険事務講習会のご案内

『公的年金給付に関する講習会』

年金制度等について学びます。

地 区	日 時	会 場
佐賀会場	令和3年9月9日(木)	アバンセ（佐賀市天神3-2-11）
武雄会場	令和3年9月10日(金)	武雄市文化会館（武雄市武雄町武雄5538-1）
唐津会場	令和3年9月13日(月)	高齢者ふれあい会館 りふれ（唐津市ニタ子3-155-4）
鳥栖会場	令和3年9月15日(水)	サンメッセ鳥栖（鳥栖市本鳥栖町1819）

講師●社会保険労務士

●実施時間 各会場共通 13:20受付▶13:40開始▶16:00終了予定

募集定員

佐賀・武雄…50名 鳥栖・唐津…30名

(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)

受講決定者の方には開催日2週間前から順次、案内のハガキをお送り致します。

対象者

社会保険事務担当者の方

参加料

会員事業所は無料

(但し、非会員事業所及び令和3年度会費未納事業所は資料代として3,000円のご負担をお願いします。)

申込方法

下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

お申込み
お問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816
佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377



社会保険事務講習会 参加申込書

整 理 番 号		宛名シールの左下の番号。 おわかりになる範囲で結構です。	
参加希望 会場日時	『公的年金給付に関する講習会』 (佐 賀 ・ 武 雄 ・ 唐 津 ・ 鳥 栖) 会 場 令 和 年 月 日 ()		
参加者氏名			
事 業 所 名			
事業所所在地	〒 事業所電話番号 () -		
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。			

※申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

～出産・育児・介護～

健康保険・厚生年金保険・雇用保険届出一覧

● 出産に関すること

ケース	全国健康保険協会 [健康保険給付]
被保険者または被扶養者が出産したとき (医療機関等への出産育児一時金の直接支払制度を利用し、 出産後に一時金の額と医療機関等の代理受取額との差額分を 請求するとき)	健康保険出産育児一時金内払金支払依頼書・差額申請書
被保険者または被扶養者が出産したとき (医療機関等への出産育児一時金の直接支払制度を利用せず 出産した場合、海外で出産した場合)	健康保険出産育児一時金支給申請書
被保険者が出産のため会社を休み、給料を受けられないとき	健康保険出産手当金支給申請書
ケース	日本年金機構 [健保・年金適用]
雇用する被保険者が産前産後休業を開始したとき	(健康保険・厚生年金保険の保険料の免除) 健康保険・厚生年金保険 産前産後休業取得者申出書
産前産後休業期間等を変更または終了したとき	健康保険・厚生年金保険 産前産後休業取得者変更(終了)届
産前産後休業終了後に受け取る報酬に変動があったとき	健康保険・厚生年金保険 産前産後休業終了時報酬月額変更届

● 育児に関すること

ケース	ハローワーク [雇用保険]
雇用する被保険者が出産後、育児休業を開始したとき	・雇用保険被保険者休業(所定労働時間短縮) 開始時賃金月額証明書(育児) ・育児休業給付受給資格確認票・ (初回)育児休業給付金支給申請書
育児休業給付金を受けようとするとき(2回目以降)	育児休業給付金支給申請書
ケース	日本年金機構 [健保・年金適用]
雇用する被保険者が出産後、育児休業を開始したとき又は育児 休業期間を延長したとき	(健康保険・厚生年金保険の保険料の免除) 健康保険・厚生年金保険 育児休業等取得者申出書
育児休業等終了予定日前に育児休業等を終了したとき	健康保険・厚生年金保険 育児休業等取得者終了届
育児休業等終了後に受け取る報酬に変動があったとき	健康保険・厚生年金保険 育児休業等終了時報酬月額変更届
3歳未満の子を養育する期間の標準報酬月額が養育開始前の 標準報酬月額を下回る場合	厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出届
養育期間が終了したとき	厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例終了届

● 介護に関すること

ケース	ハローワーク [雇用保険]
雇用する被保険者が介護休業を開始したとき	雇用保険被保険者休業(所定労働時間短縮) 開始時賃金月額証明書(介護)
介護休業給付金をうけようとするとき	介護休業給付金支給申請書
ケース	日本年金機構 [健保・年金適用]
40歳以上65歳未満の被保険者又は 被扶養者が、介護保険 第2号被保険者に該当するに至ったとき、または該当しな くなったとき	介護保険適用除外等該当・非該当届

提出先：全国健康保険協会佐賀支部 〒840-8560 佐賀市駅南本町 6-4 佐賀中央第一生命ビル 2 階 ☎(0952)27-0611

提出先：日本年金機構 福岡広域事務センター 〒812-8579 福岡市博多区榎田 1-2-55 AP 榎田ビル

提出先：ハローワーク佐賀 〒840-0826 佐賀市白山2丁目1-15 ☎(0952)24-4361
ハローワーク唐津 〒847-0817 唐津市熊原町3193 ☎(0955)72-8609
ハローワーク武雄 〒843-0023 武雄市武雄町昭和39-9 ☎(0954)22-4155
ハローワーク伊万里 〒848-0027 伊万里市立花町通谷1542-25 ☎(0955)23-2131
ハローワーク鳥栖 〒841-0035 鳥栖市東町1丁目1073 ☎(0942)82-3108
ハローワーク鹿島 〒849-1311 鹿島市高津原二本松3524-3 ☎(0954)62-4168

令和3年9月 年金相談窓口開設カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
			1 多久市役所 (予約)	2	3 伊万里市役所 (予約)	4
5	6 伊万里市役所 (予約) 年金事務所 延長相談19時まで	7 鹿島市役所 (予約)	8 有田町役場 (予約)	9	10 伊万里市役所 (予約)	11 年金事務所 休日相談 (予約)
12	13 年金事務所 延長相談 19時まで	14 基山町役場 (予約)	15 多久市役所 (予約)	16	17 伊万里市役所 (予約)	18
19	20	21 鹿島市役所 (予約) 年金事務所 延長相談19時まで	22	23	24 伊万里市役所 (予約)	25
26	27 年金事務所 延長相談 19時まで	28 基山町役場 (予約)	29	30		

年金事務所受付時間：平日(月曜～金曜)の8:30～17:15まで

年金相談の
時間延長

週初めの開所日
17:15～19:00

年金事務所
休日相談日

県内年金事務所の休日相談日
受付時間 9:30～16:00

第2土曜日の休日相談については予約制です。

※新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、出張相談を中止する場合があります。

街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)でも平日の相談を行っています。受付時間は8:30～17:15です。相談は予約制です。相談のご予約は専用ダイヤル0942-50-8151で受け付けております。こちらをご利用下さい。

出張相談【予約制】

出張相談所	開設日・相談時間	予約申込先
多久市役所	第1・3水曜日 10:00～16:00	佐賀年金事務所 0952-33-6360
基山町役場	第2・4火曜日 10:00～16:00	
伊万里市役所	第1月曜日・毎週金曜日 9:30～15:30	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿島市役所	第1・3火曜日 10:00～16:00	武雄年金事務所 0954-23-0121
有田町役場	第2水曜日 10:00～15:00	

※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。
※年金事務所では予約による年金相談を受け付けておりますので、希望される日の前日までにお申込みください。

予約申込先

「予約受付専用電話」

☎0570-05-4890(ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は

☎03-6631-7521(一般電話)

受付時間：月～金曜日(平日) 8:30～17:15まで

※土・日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。
予約相談希望日の1か月前から前日まで受け付けています。
ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書が個人番号(マイナンバー)の分かるものをご準備ください。

一般的な年金相談に関するお問い合わせは

「ねんきんダイヤル」

☎0570-05-1165

(ナビダイヤル)へ!

050で始まる電話でおかけになる場合は

☎03-6700-1165(一般電話)

にお電話ください。

お問い合わせの際は、**基礎年金番号**がわかるものをご用意ください。

受付時間：月 曜 日 8:30～19:00

火～金曜日 8:30～17:15

第2土曜日 9:30～16:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に19:00まで相談をお受けします。

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

※月曜日など休日明けやお客さまのお手元に通知が届いた直後(5日程度)は、電話がつながりにくくなっております。週の後半と月の後半はつながりやすくなっておりますので、どうぞご利用ください。

- ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は、全国どこからでも市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「03-6700-1165」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

一般的な年金の加入に関するお問い合わせは

「ねんきん加入者ダイヤル」

・国民年金加入者向け(ナビダイヤル)

☎0570-003-004

050で始まる電話でおかけになる場合は

☎03-6630-2525(一般電話)

・事業所、厚生年金加入者向け(ナビダイヤル)

☎0570-007-123

050で始まる電話でおかけになる場合は

☎03-6837-2913(一般電話)

受付時間：月～金曜日 8:30～19:00

第2土曜日 9:30～16:00

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

年金受給についての来訪相談のご予約

「予約受付専用電話」

年金事務所・街角の年金相談センター(オフィス)での相談予約を受付します。

☎0570-05-4890(ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は

☎03-6631-7521(一般電話)

受付時間：月～金曜日(平日) 8:30～17:15

※土・日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

予約相談希望日の1か月前から前日まで受け付けています。

ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書をご準備ください。



“雨の日には雨の中を 風の日には風の中を “背伸びする自分 卑下する自分 どっちもいや
 けどどっちも自分 “他人のものさし 自分のものでそれぞれ寸法がちがうんだな “その
 根っこは見えない その見えないところに大事な点がある “負ける人のおかげで勝てるんだよ
 “毎日毎日の足あとがおのずから人生の答えを出す きれいな足跡には きれいな水がたまる
 没後30年になる書家・詩人の 相田みつを が残した言葉に、しばし癒やしを求めて。(山)